

令和6年度後期消防設備士試験

◆試験日・試験会場

試験日	試験地	試験会場	試験の種類	集合時間	試験開始時間
令和7年 2月11日(火・祝)	千葉市	千葉経済大学・短期大学部	甲特・甲1・2・3・4・5 乙種4・7	9時00分	9時30分
			乙種1・2・3・5・6	13時30分	14時00分

※ 複数受験は電気工事士の免除を受ける方で、4類と7類の受験が可能です。

※ 種類により集合時間・試験開始時間が違います。また、試験時間が重ならない併願受験が可能です。

◆願書申請期間

○ 電子申請：受付開始日の9時00分から受付終了日の23時59分まで

[24時間対応。ただし、毎週土曜日午前3時から午前5時はシステムメンテナンスのため申請不可。]

○ 書面申請：受付終了日の消印有効

[受付期間中に千葉県支部へ直接持参または郵送(特定記録郵便・締切日の消印有効)]

受付期間 【電子申請・書面申請共通】

12月6日(金) ~ 12月20日(金)

願書受付は定員に達した場合、受付期間内でも早く締め切る場合がありますので
ご了承ください。その場合はホームページに掲載いたします。

令和6年度 消防設備士試験 試験案内

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申し込みください。
申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

お問い合わせ

受験申請に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

書面申請／043-268-0381 電子申請／0570-07-1000（有料）

【受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く。）】

一般財団法人消防試験研究センター
千葉県支部

受験手続きから合格後の免状交付申請手続きまでの流れ

書面申請

受験願書の記入・作成
(願書は試験種類ごとに作成します。(P8~9の記入例を参照))

試験手数料の払込
(郵便局やゆうちょ銀行の窓口で払い込み (ATM機は不可)、「振替払込受付証明書 (お客様用) 受験願書添付用」を願書B面に貼付します。)
※払込手数料が必要

受験願書の提出
(当支部へ郵送又は持参)

受験票の受け取り
(試験日の10日位前に当支部から郵送します。)

電子申請

当センターホームページから入力申請
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



試験手数料の払込
(コンビニ決済は、申請後3日以内に払い込みします。他の決済でクレジット・ペイジーなどが選択できます。)

受付完了メールの受信
(試験手数料の入金確認後に送信します。)

受験票印刷のためのメール受信
(試験日の10日位前にメールを送信します。)

受験票のダウンロード・印刷
(受験票は受験者が印刷します。当支部からは郵送しません。)

受験票への写真貼付 (P5)
(受験票に規定の写真を貼ります。)

試験日
(写真を貼った受験票がないと受験できません。)

試験結果通知書受け取り
(当支部から郵送します。ホームページには合格者の番号を掲示します。)(P6)

合格者は免状交付申請
(当支部へ郵送又は持参)(P6~7)

免状の交付

【再受験する方】
甲種を受験したときの受験票(控)や試験結果通知書は、甲種の受験資格証明に代えることができます。また、同一種類の再受験であれば、次回から電子申請(1種類のみ)ができますので、大切に保管してください。

1 受験資格

(1) 甲種消防設備士試験

甲種消防設備士試験を受験する方は、一定の受験資格が必要です。
10 ページ以降の「甲種消防設備士試験の受験資格」を参照してください。

(2) 乙種消防設備士試験

受験資格は必要ありません。どなたでも受験することができます。

2 消防設備士免状の種類と工事整備対象設備等

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができます。ただし、各種類ごとに取扱う設備が限定されていますので類ごとに免状が必要です。

免状の種類		工事整備対象設備等の種類
甲種	特 類	特殊消防用設備等（従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等）
	第 1 類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第 2 類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第 3 類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第 4 類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第 5 類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第 1 類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第 2 類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第 3 類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第 4 類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第 5 類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
	第 6 類	消火器
	第 7 類	漏電火災警報器

3 試験科目、試験の方法及び複数受験

(1) 試験科目・問題数・試験時間

- 試験の一部免除がない場合「別表 3」
- 試験の一部免除がある場合「別表 4」を参照してください。
- ⑨ 試験の一部免除を受ける方の試験時間は、短縮されます。

(2) 試験の方法

- ① 筆記試験
甲種、乙種とも 4 肢択一式です。
- ② 実技試験
「鑑別等」、「製図」とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。
甲種特類には、実技試験はありません。

(3) 複数受験…電子申請はできません。

「電気工事士」の免状を有し、試験の一部免除を受ける方に限り、「甲種第4類と乙種第7類」又は「乙種第4類と乙種第7類」の組み合わせにより2種類の試験を同時に受験できます。

この場合の試験時間は『試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表』とは異なります。

甲 4 と 乙 7 又は 乙 4 と 乙 7

◎受験願書は受験する種類ごとに1枚ずつ作成し、同一の封筒の中に2枚一緒に入れて提出してください。

4 試験科目の一部免除 … 詳細は別表4を参照してください。

下表の①～⑥に該当する者は、申請により試験科目の一部免除を受けることができます。

(甲種特類を除く) 該当する証明書類を貼付してください。

	該 当 者	免 除 内 容	証明書類等
①	消防設備士免状を有する者	所有している免状の種類により次のいずれか ア 前記(1)表の筆記の消防関係法令の一部 イ 前記(1)表の筆記の消防関係法令の一部及び基礎的知識	消防設備士免状 (コピー表・裏両面)
②	電気工事士免状を有する者	ア 別表4の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備のうち電気に関する部分 イ 甲種第4類・乙種第4類の実技は一部免除になり、乙種第7類の実技は全部免除になります。	電気工事士免状 (コピー)
③	電気主任技術者免状を有する者	別表4の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備のうち電気に関する部分	電気主任技術者免状 (コピー)
④	技術士登録証等を有する者 (機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術士の部分に応じて前記(1)表の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明書 又は技術士登録証 (コピー)
⑤	日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した者	別表4の筆記の基礎的知識、構造・機能及び工事・整備	型式承認試験の実施業務の従事証明書 (原本)
⑥	消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防組織法第51条第4項の消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者	乙種第5類・第6類の筆記は基礎的知識のうち機械に関する部分、実技は全部免除になります。	消防団員歴の証明書 (原本)及び消防学校の教育機関科修了証 (コピー)

試験科目の一部免除の資格者とは、申請時に現に免状を有する方に限ります。

免除を受けるための資格を証明する書類に不備がある場合又は試験科目の一部免除の申請がない場合は、免除が受けられません。(受付締切後の免除資格の変更はできません。)

免除資格の証明書は、受験願書B面裏の「各種証明書貼付欄」に貼ってください。

5 電子申請に必要な書類等

電子申請については、手続きされる際に、必ず(一財)消防試験研究センターのホームページでの説明をご覧ください。

なお、電子申請を予定されている団体の担当の方は、事前に千葉県支部にご連絡くださるようお願いいたします。

(一財) 消防試験研究センターホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

6 書面申請に必要な書類等

- (1) 消防設備士受験願書 (A4 版 2 枚複写)
- (2) 振替払込受付証明書 (お客さま用) **受験願書添付用** (郵便局の受付局日附印のあるもの)
(9 ページを参照してください。)

※複数受験される方は、それぞれの受験料が必要です。なお、振込の際には払込手数料が必要です。

(3) その他の必要書類

甲種の受験者	受験資格を証明する書類 (10 ページ以降)
試験科目の一部免除を受ける方	免除の資格を証明する書類 (P3)
既に消防設備士免状を取得している方	消防設備士免状のコピー (表・裏)

7 試験手数料及び納付方法

※申請方法により、払込方法及び払込手数料が異なります。

	電 子 申 請	書 面 申 請	備考
受験願書等	当センターホームページから申請	同封の受験願書	
試験手数料	甲種 6,600 円	乙種 4,400 円	非課税
払込方法	① ペイジー (Pay-easy) ② コンビニエンスストア ③ クレジットカード (詳しくは下記(2)を参照してください。)	同封の払込取扱票にて郵便局の窓口で払込み後、「振替払込受付証明書 (お客さま用) 受験願書添付用 (郵便局の受付局日附印のあるもの)」を受験願書 2 枚目に貼付してください。	
払込手数料	所定の払込手数料が必要	所定の払込手数料が必要	

(2) 電子申請の場合

払込方法は、次の決済方法から選択できます。

(払込みには、所定の払込手数料 (消費税込み) が必要になります。)

ア ペイジー (Pay-easy) 決済 ※情報リンク方式、オンライン方式

イ コンビニエンスストア決済 (セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート)

ウ クレジットカード決済 (VISA、Master Card、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース)

※ (一財) 消防試験研究センターでは、電子申請に係る試験手数料の収納に関して、全て SMBC ファイナンスサービス株式会社に業務委託しております。

(3) 書面申請の場合

ア 当センター指定の払込用紙を使用して、試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口 (ATM 不可) で払込んでください。

試験手数料の払込みには、所定の払込手数料が必要になります。

イ 「振替払込受付証明書 (お客さま用) **受験願書添付用**」を受験願書用紙 B 面の試験手数料欄にのり付けしてください。(本人用の「振替払込請求書兼受領証」を貼らないように注意してください。)

ウ 事業所等で、同時に多数の受験者がある場合は、受験料を一括して払込んでも差し支えありません。

その場合は、受験願書手数料欄に、最初の受験者に総額の「振替払込受付証明書 (お客さま用) **受験願書添付用**」を貼り、その他の願書には事業者等の名称と整理番号を記載し、併せて名簿を提出してください。

(4) 一旦払込された試験手数料はお返しできません。

8 受験票の送付について

電子申請	試験日の10日位前までに、申請時に入力された電子メールアドレス宛に「受験票印刷可能メール」を送信します。受験者本人がダウンロードして受験票を印刷してください。なお、 印刷する際は拡大、縮小をしない でください。
書面申請	試験日の10日位前までに郵送します。 受験票が試験日の5日位前までに届かない場合は、当支部へご連絡ください。

※試験の種類、科目免除に誤りがある場合

試験日直前の水曜日の17時までにご連絡してください。

受験票に記載されている内容は必ず事前にご確認ください。

試験当日の申し出にはいかなる場合にも応じられません。

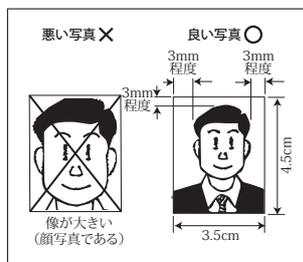
9 試験当日に必要なもの 電子申請・書面申請共通

(1) 写真 1枚

下記に示す写真(縦4.5cm×横3.5cm)又はパスポート規格の大きさとし、裏面に「撮影年月日、氏名、年齢、受験する種類」を記入してください。受験時の本人確認及び合格後の免状作成時に使用しますので、**試験当日は、写真を貼った受験票を必ず持参してください。**

セロハンテープは使用しないでください。

不適切写真の場合、再提出を求める場合があります。



写真

- 1 カラー、白黒のどちらでも可(受験日前6か月以内に撮影された鮮明なもの)
- 2 無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、無背景、申請者本人のみが撮影され、正面上三分身像のもの
- 3 背景と髪の色が同系色でなく影がないもの
- 4 枠なしで、左記図の各寸法を満たしたもの
- 5 デジタルカメラで撮影された場合、ドット(網状の点)やにじみ等のない、写真専用紙で印刷した鮮明なものとしてください。
- 6 不適切写真例
表面にキズのある写真、サングラスやマスク着用、眼鏡フレームや眼鏡レンズの照明による反射、頭髪が目にかかっている、写真のコピー等は適合しません。

(2) 受験票

ア **受験票を持参しなければ受験できません。**

イ **受験票に前9(1)の写真を貼付していない又は貼付写真が不鮮明な場合は受験できません。**

ウ 受験票の氏名欄は受験者の氏名をかい書で記入してください。

10 障害者差別解消法における合理的配慮の提供について

- ・ 障がい等により特別な配慮が必要な受験者は、受験申請前に当支部へご連絡ください。(試験会場によっては、対応についていたしかねる場合があります。)
- ・ 事前にご連絡がない場合は、当日の対応についていたしかねる場合があります。

11 その他の注意事項

- (1) 試験当日は、**受験票(写真の貼ってあるもの)**、鉛筆又はシャープペンシル(HB又はBのもの)、**消しゴム**を必ず持参してください。
鉛筆又はシャープペンシル以外のものを使用してマークした場合、採点機で読み取れず0点となる場合がありますので、使用しないでください。
- (2) 電卓、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器類は必ず電源を切り、カバン等にしまってください。これらの電子機器類を時計として使用することはできません。
試験中にこれらの機器を使用すると不正行為になります。
また、アラーム設定をしている方は設定を解除してください。
- (3) 試験会場はすべて禁煙・駐車禁止です。公共交通機関をご利用ください。
- (4) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、当センターとは一切関係ありませんのでご注意ください。
- (5) カンニング等により不正行為とみなされた場合、受験は直ちに中止、退室となり、試験は失格となります。

12 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験で、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の科目の正答率40%以上で、かつ、全体の出題数(解かなければいけない問題数)の正答率60%以上が必要となります。実技試験はありません。

(2) 甲種(特類以外)及び乙種

筆記試験(「消防関係法令」、「基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」)の各科目の正答率40%以上で全体の出題数(解かなければいけない問題数)の正答率60%以上、かつ、実技試験の正答率60%以上が必要となります。

なお、試験科目の一部免除を受ける場合は、免除されていない問題数で上記の基準を満たした方が合格となります。

【例示】甲種(第1～5類)を受験した場合の合格基準例(試験科目の一部免除を受けない場合の例)

	各科目	各科目の 正答数/出題数(正答率)	全体の 正答数/出題数(正答率)	試験結果
筆記	消防関係法令	10問/15問(66%)	27問/45問(60%)	合格
	基礎的知識	4問/10問(40%)		
	構造・機能及び工事・整備	13問/20問(65%)		
実技	設問に対する正答率が60%以上(鑑別等5問、製図2問)			

※ 全体の正答率は各科目の正答率の合計を科目数で割ったものではありません。

13 試験結果の発表

- (1) 合格発表日は、試験当日、試験会場でお知らせいたします。
- (2) 合否の結果は、受験者全員に郵便で直接通知いたします。
なお、試験結果の合否に関する電話での問い合わせ、試験問題等及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 千葉県庁、千葉県の各地域振興事務所及び(一財)消防試験研究センター千葉県支部1階の掲示板に公示いたします。
- (4) 合格発表は、(一財)消防試験研究センターのホームページにも発表日当日の正午から掲載します。

14 免状交付申請の手続き及び注意事項

合格者は、(一財)消防試験研究センター千葉県支部あてに免状の交付申請を次により行ってください。

- (1) 試験結果通知書のうち「消防設備士免状交付申請書」に氏名等を記入し、同申請書裏面の手数料欄に「千葉県収入証紙」2,900円分を貼って「消防設備士試験結果通知書」と一緒に(一財)消防試験研究センター千葉県支部あてに郵送または持参してください。
なお、「消防設備士試験結果通知書」は返却しません。必要な方は、コピーをお取りください。
 - ◎ 印字されている内容で免状を作成します。氏名、生年月日、本籍等変更がある場合は赤字で訂正してください。
 - ◎ 郵送の場合は簡易書留で郵送してください。

千葉県収入証紙

○各地域振興事務所 ○市役所・町村役場

詳しくは、千葉県ホームページ収入証紙購入場所

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/shoushi/index.html> をご覧ください。

- (2) 既に他の類の消防設備士免状を所有されている方は、免状交付申請時、所有されている免状を提出してください。
なお、消防設備士免状の紛失又は氏名、本籍の変更等があった場合、免状の再交付又は書換えが必要となります。

- ア 既に交付されている免状（既得免状）は、申請書に添えて提出してください。
 - ・既得免状について
免状を常時携帯しなければならない方は、当該免状コピー（表と裏）で提出してください。この場合、新しい免状の交付は既得免状と引換えになりますので、窓口交付のみとなります。よって、下記（3）の免状返送用封筒は不要です。
- イ 氏名、本籍等の免状の記載事項に変更があった場合は、交付申請と同時に書換え申請を行ってください。
- ウ 以前に免状を取得されている方は、既得免状と同一の種類の免状の交付を重ねて受けることができません。

(3) 郵送で免状を受領する方は、免状交付申請の際に返送用封筒（定型サイズ：長さ 14cm～23.5cm、幅 9cm～12cm）に、自分宛の住所・氏名を明記し*簡易書留郵便料金分の切手を貼付し、裏面には受験番号を必ず記入し、同封してください。（封筒作成例は下記参照）

なお、複数受験で2種類以上合格した方は、返信用封筒は1枚で、裏面に「**複数受験**」と書き、それぞれの受験番号を必ず記入してください。

※簡易書留郵便料金 460 円（令和 6 年 10 月 1 日改定）

(4) 直接窓口での受領を希望する方は、印鑑持参のうえ、（一財）消防試験研究センター千葉県支部までお越しください。

交付の日時は、平日月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の 9 時 00 分から 16 時 30 分までです。

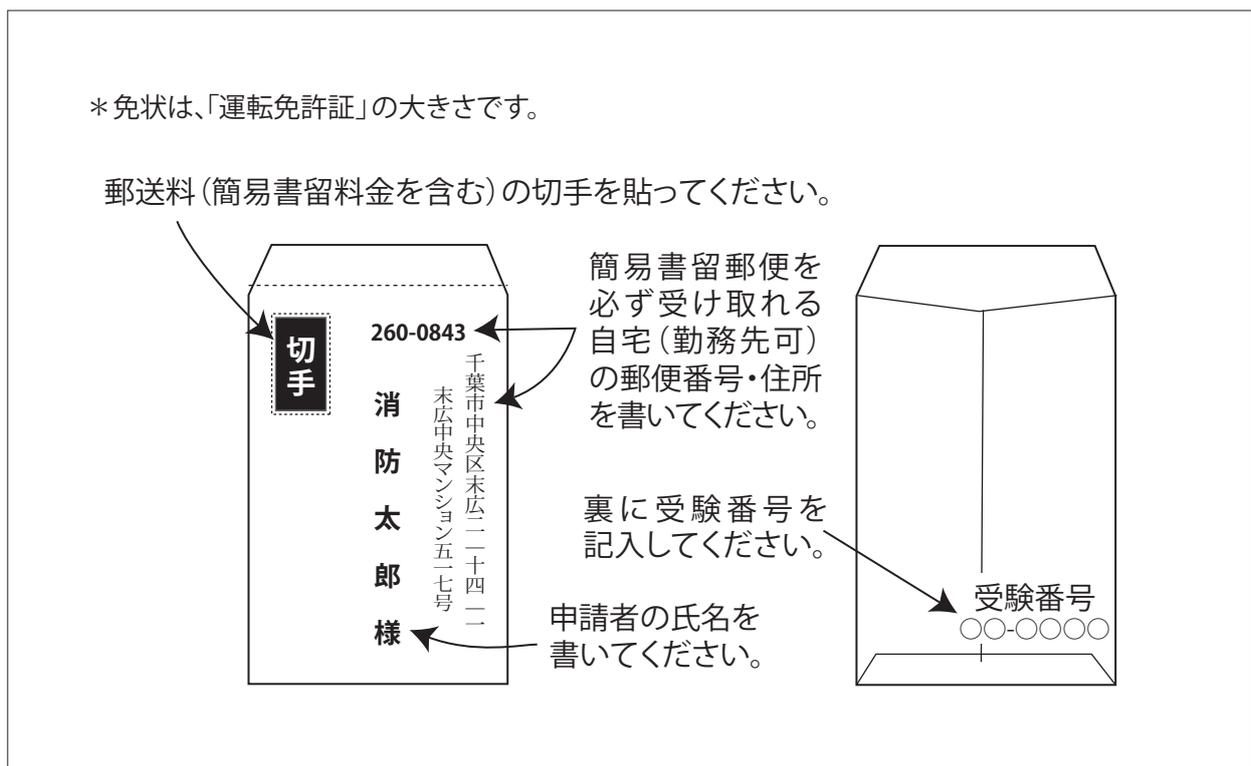
(5) 一括して 2 枚以上の免状の受領を希望する場合、郵便料金が変わります。

(6) 免状交付日については、試験結果通知書に記載いたします。

(7) 免状に旧姓併記を希望の場合は、事前に申請する千葉県支部にお問い合わせください。

◎なお、千葉県収入証紙が入手できない場合は現金でも受け取りますので、現金（おつりのないよう）と上記書類のすべてを現金封筒に入れ、現金書留として送ってください。

免状返送用封筒の作成例



消防設備士試験受験願書〔記入例〕

- ◎ 願書は必ず受験者本人がご記入ください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてその上方に正しくお書きください。

A面

12 消防設備士試験受験願書(全国共通)



左づめで記入してください。外国籍の受験者は、外国人登録原票に登録(又は外国人登録済証明書に記載)されている漢字又はアルファベット氏名を記入してください。

「千葉県」と記入してください。

濁点、半濁点は1マスとってください。

かいて書で丁寧に書いてください。

正確に記入してください。

マスが不足する場合は、郵便が届く程度に適宜省略してください。

試験日を記入してください。

試験種類を記入してください。

受験する会場(千葉市)を記入してください。

甲種受験者はP10～12の「記入略称」により記入してください。証明書類として過去の受験票等を使用する場合も、受験資格の略称は必ず記載してください。

試験免除資格のある方は資格の種類ごとに免除を「受ける」か「受けない」かを○で囲んでください。

2種類の受験者はそれぞれの願書に他の種類を記入すること。

既得免状(既に交付を受けている免状)のある方は全て記入してください。

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 殿 都道府県名 **千葉県** 申請日 **00**年**00**月**00**日

申請者名 **シロカウホウ** **タロウ**
氏名 **消防** **太郎**
フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左づめで記入してください。

生年月日 **大昭平** **57**年**07**月**05**日生 本籍 **千葉** 都道府県 本籍コード **12**

郵便番号 **260-0843** 必ず記入してください 自宅電話番号又は携帯電話番号 **043-574-5703**

住所 **千葉県千葉市中央区末広** 勤務先名または学校名 **末広設備(株)**
2-番地-14-1 **517**号 連絡先電話番号(携帯電話も可) **043-268-0381**
末広マンション **7-5**号 内線(57)

申請する日を記入してください。

外国人の方は、「外国籍」と記入してください。

受験願書裏面の「都道府県コード」を記入してください。

日中連絡が取れる番号を記入してください。

3か月以内に他の都道府県で受験した場合は記入してください。

主となるものに○をつけてください。

試験日 **00**年**00**月**00**日

試験種類 **甲**種 **4**類

受験地 **〇〇市**

甲種受験資格 特類 **電気工事士**

試験の免除
技術士等の資格による試験の免除を **受ける** **受けない**
電気工事士免状による試験の免除を **受ける** **受けない**
電気主任技術者免状による試験の免除を **受ける** **受けない**
消防設備士免状による試験の免除を **受ける** **受けない**
5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を **受ける** **受けない**

同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入すること

メールアドレス(任意) @

他の都道府県での受験申請状況
都道府県コード **13** 試験種類 **甲**種 **5**類 **00**月**00**日
都道府県コード **12** 試験種類 **甲**種 **4**類 **00**月**00**日

該当する職業等に1つだけ○を記入してください

- ① 学生
- ② 消防設備業
- ③ 電気工事業
- ④ 管工事業
- ⑤ 建築業
- ⑥ ビル管理業
- ⑦ ビル整備業
- ⑧ 公務員
- ⑨ その他

免状取得の有無について記入してください **有** **無** ※免状番号 **212345678901**

取得している消防設備士免状は全部記入してください	元号コード(昭和33年～令和5年)	免状交付年月日	交付番号	※入力番号	交付知事	コード
甲特						
甲1	4	05 年 07 月 05 日	00005		千葉	12
甲2						
甲3						
甲4						
甲5						
乙1						
乙2						
乙3						
乙4						
乙5	4	07 年 05 月 07 日	00075		東京	13
乙6						
乙7						

(記入上の注意)

- 既得免状のある方は、必ず記入しB面裏に、コピー(表・裏)を貼付してください。
- 免状番号は、免状写真下に記載されている番号です。
- 本用紙は、黒色のボールペンを使用し「かいて書」で記入してください。
- 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 枠は該当するものに○を記入してください。
- ※印は、記入しないでください。

※団体コード ※受付機関コード ※分類コード (A面) 試験センター発行 431

書類等に不備があった場合の連絡手段として、メールによる連絡を希望する方はメールアドレスを記入してください。(携帯電話アドレス可)
なお、迷惑メール対策等の設定をしている方は、当支部からのメールが届くよう、ドメイン指定受信等の設定(ドメイン名 shoubo-shiken.or.jp)を行ってください。

B面

(表面)

士試験受験願書

申請日 年 月 日

本籍 都道府県

自宅電話番号
又は携帯電話番号

勤務先等連絡先

連絡先電話番号

内線

ここに「振替払込受付証明書」をはってください。

振替払込受付証明書 (お客様用)
この受付印を添付用紙に貼付し、
郵送してください。

00170-3-136220
受験願書添付用

〒千葉県千葉市中央区
末広2-14-1

電話 000-000-0000

日附印

日附印なき証明書は無効
(後記入の消防試験研究センター)
(郵便番号00000000)

※受検番号

「振替払込受付証明書
受験願書添付用」を
添付する。(必ず所定の
払込用紙を使用してく
ださい。)

必ず郵便局の
受付局日附印を
確認してく
ださい。
※日附印がない
ものは無効

(裏面)

各種証明書等貼付欄
この部分にのりづけして貼付して
なお、この部分に「振替払込受付証明書」は貼付しな

都道府県等コード表

北海道01	福島07	東京13	山梨19	滋賀25	鳥取31	香川
青森02	茨城08	神奈川14	長野20	京都26	島根32	愛媛
岩手03	栃木09	新潟15	岐阜21	大阪27	岡山33	高知
宮城04	群馬10	富山16	静岡22	兵庫28	広島34	福岡
秋田05	埼玉11	石川17	愛知23	奈良29	山口35	佐賀
山形06	千葉12	福井18	三重24	和歌山30	徳島36	長崎

実務経験の受験資格で
甲種を受験する方のみ必要です。

消防用設備等実務経験証明書

氏名 ○○○○ ○○○年○月○日生

経験内容 ① 整備 経験 ② 工事補助 経験
3 その他 ()

実務経験期間 ○○年○月○日から ○○年○月○日まで
(○○年○○月)

消防用設備等の種類 スプリンクラー設備、自動火災報知設備

上記のとおり相違ないことを証明します。
証明年月日 ○○年○月○日

事業所名 ○○設備株式会社

証明者 役職 代表取締役

氏名 ○○○○

電話 ○○○-○○○-○○○

該当するものに
○をつけてください。
各種証明書類
り、押印され
い(消防法第
2号)。

整備または工事補助をした
消防用設備等の種類を具
体的に記入してください。

事業所(会社等)の印

証明者の私印

両方
必要です。

既得消防設備士免状(コピー)貼付欄

消防設備士講習の状況

講習区分	受講年月日	講習実施機関	証印
消火	H23.10.19	千葉県	[千葉県知事]
警報	H22.10.27	千葉県	[千葉県知事]

消防設備士免状をお持ちの方は、科目
免除に関係なく必ずコピー(表・裏)
を貼ってください。

消防設備士
氏名 ○○○○
生年月日 昭和60年08月01日

講習区分	交付年月日	交付番号
甲種1類		
甲種2類		
甲種3類		
甲種4類		
甲種5類		
乙種1類	H21.03.19	0005
乙種2類		
乙種3類		
乙種4類	H20.10.10	0021
乙種5類		
乙種6類		
乙種7類		

注意事項【重要】

- 次のものを貼付しても払込証明書として認められませんのでご注意ください。
 - 受付局日附印のないもの
 - 払込金額の記入がないもの
 - 払込金額を訂正したもの(間違った場合、新しい払込用紙を使用してください。)
 - 本人控えの「振替払込請求書兼受領証」
 - 複写された郵便振替払込受付証明書
- 「振替払込受付証明書」を紛失されても当センターでは責任を負えません。紛失した場合、再度払込をしてください。

受験票〔試験日の10日位前までに郵送〕

試験当日、写真を貼って必ず持参してください。

郵便はがき

料金後納郵便

親展

999-9999
〇〇県〇〇市〇〇町
1-23-45

消試験三 様

受験票

一般財団法人 消防試験研究センター 千葉県支部
〒260-0843
千葉県千葉市中央区末広2-14-1
Tel 043-268-0381
999 9999 00001

消防設備士試験 受験票(控)

受験番号	B1-0001	試験の種類	乙種第1類
方子氏名	ショウシケンゾウ		
氏名	消試験三		
試験日時	令和 年 月 日 [12] 9時30分集合 10時00分試験開始		
試験会場	〇〇〇試験会場 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)			
免除科目	免除科目なし	資格判定 コード	01
既得免状			

注:記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
受験票裏面の注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真が貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み
に必要ですので、大切に保管してください。

消防設備士試験 受験票

写真
縦4.5cm×横3.5cm
写真の裏面に氏名・年齢
及び撮影年月日を記載
4ヶ月以内の撮影したもの
(無傷・無汚染。
正面上三分身像)
しっかりのり付けして
ください(セロハンテープ不可)

受験者本人が
「かい書」で記入

5ページに示す
写真を貼付
(はがれないように)
※セロハンテープ厳禁

試験当日、写真貼付した
受験票を持参されません
と受験できない場合が
あります。

甲種消防設備士試験の受験資格

次表に示す対象者に該当する者は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

特類

■部分はコピー、その他は原本

対象者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	甲種第1類～第3類のうちいずれか一つ以上を有し、かつ甲種第4類及び甲種第5類の免状取得者	甲 特	免 状

特類以外

対象者	内 容	願書資格欄の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている者	科目免除あり (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲 種	免 状
2 学校教育法による大学、高等専門学校(5年制)、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した者」(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した者	大卒、短大卒、高専卒 専門職了、高校卒、 中等教育卒	卒業証書・学位記 又は卒業証明書 (どちらも学科名が明記されたもの)
	(2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)(別表2「授業科目一覧表」により算定)	大学等卒 15 単位	単位修得証明書
	(3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した者(別表2「授業科目一覧表」により算定)	高校等卒 8 単位	卒業証書又は 卒業証明書及び 単位修得証明書 (学科等の名称が明記されているもの)
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する者	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する者 (法第17条の5の規定に基づく政令に定めるものに限る。)	整備経験 2 年	免状 及び 実務経験証明書
4 学校教育法による大学、高等専門学校、大学院又は専修学校に「在学中又は中途退学した者等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した者	(1) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校(5年制)、大学院又は専門職大学院において、左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者	大学等 15 単位	単位修得証明書
	(2) 学校教育法第124条に定める専修学校(「専門学校」)において左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者 ただし、単位制度のない専修学校にあっては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した者	専修学校	単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者 授業科目については、「授業科目一覧表」を参照	(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校	各種学校	単位修得証明書
	(2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科	大学、短大、 高専の専攻科	単位修得証明書
	(3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校	防衛大学校、 防衛医科大学校	単位修得証明書
	(4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発 総合大学校等	単位修得証明書
	(5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発 大学校等	単位修得証明書
	(6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校	職業訓練大学校等	単位修得証明書

	(7) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校	前職業訓練大学校等	単位修得証明書
	(8) 職業能力開発促進法附則第 2 条による廃止前の職業訓練法（昭和 33 年）による職業訓練大学校	旧職業訓練大学校等	単位修得証明書
	(9) 雇用対策法（昭和 41 年）附則第 7 条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所	中央職業訓練所	単位修得証明書
	(10) 独立行政法人水産大学校（平成 13 年 4 月 1 日以前の農林水産省組織令による水産大学校（旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和 59 年 7 月 1 日以前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。）	水産大学校	単位修得証明書
	(11) 国土交通省組織令による海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和 59 年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。）	海上保安大学校	単位修得証明書
	(12) 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和 59 年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。）	気象大学校	単位修得証明書
6 技術士法第 4 条第 1 項による「技術士」第 2 次試験に合格した者	科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。 (指定された部門以外は、科目免除はありません。)	技術士（〇〇）部門	合格証書又は技術士登録証
7 電気工事士法第 2 条第 4 項に規定する「電気工事士」（特種電気工事資格者を除く。）	(1) 電気工事士免状の交付を受けている者（第 1 種・第 2 種は問わない）	電気工事士	免状
	(2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書（高圧電気工事技術者試験合格証書）の所持者	検定合格者	検定合格証書
8 電気事業法第 44 条第 1 項に規定する第 1 種～第 3 種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている者	(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者	電気主任技術者	免状
	(2) 電気事業法附則第 7 項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる者（認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に資格を付与された制度）	電気主任技術者	認定校の卒業証明書等
9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5 年以上の実務経験を有する者	受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事の補助の経験が必要です。	工事補助 5 年	実務経験証明書
10 その他前 2 から 9 までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた者	(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者。学科名は、別表 1 「指定学科一覧表」による。 これに該当しない場合は、別表 2 「授業科目一覧表」に示す科目を 15 単位以上修得した者 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校（5 年制）又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所	大学等卒	卒業証書 又は 卒業証明書 及び 単位修得証明書 (学科等の名称が明記されているもの)
	(2) 学校教育法第 104 条に基づき、大学又は学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する者 (外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)	博（修）士	学位授与証明書、 学位記、 修了証書 又は修了証明書 (学位を取得していることがわかるもので、専攻分野の名称が付記されたもの)

(3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者	専検合格者	検定試験合格証明書
(4) 建設業法第 27 条の規定による管工事施工管理の種目に係わる 1 級又は 2 級の技術検定に合格した者	管工事技士	技術検定合格証明書
(5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する者（旧教員免許令を含む。）	教員免許状	免許状
(6) 電波法第 41 条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている者（アマチュア無線技士を除く。）	無線従事者	免許証
(7) 建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士又は 2 級建築士	建築士	免許証又は一級若しくは二級建築士免許証明書
(8) 職業能力開発促進法第 44 条（旧職業訓練法第 66 条）の規定による配管の職種に係わる 1 級又は 2 級の試験に合格した者	配管技能士	技能検定合格証書
(9) ガス事業法第 26 条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者（第 4 類の消防設備士試験の受験に限る。）	ガス主任技術者	免状
(10) 水道法第 25 条の 5 の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者（旧法の資格者を含む。）	給水技術者	免状又は技術者証
(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について 3 年以上の実務経験を有する者	消防行政 3 年	実務経験証明書
(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和 41 年）において、消防用設備等の工事について 3 年以上の実務経験を有する者	省令前 3 年	実務経験証明書
(13) 昭和 41 年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条例設備士	免状

〔備考〕

- 4 の大学（大学院の課程を含む。）、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中途退学又は専攻科、通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。（大学等で発行する「単位修得証明書」による。）
- 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 証明書類のうち、「免状」「卒業証書」等、証明書類欄の網掛け（ 部分）をしてある書類については、コピー（縮小したものも可）でも、支障ありません。
- 3、9 及び 10 - (11)、(12) の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書の B 面裏の様式を使用してください。
- 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。
- 過去にいずれかの支部で甲種消防設備士試験の受付を済ませたことのある方については、その時の受験票でも可（コピー可）。
また、平成 11 年度以降に消防設備士試験を受験した方は試験結果通知書（コピー可）を提出することにより受験資格の証明に代えることもできます。
ただし、受験資格が「ガス主任技術者」の場合は第 4 類を、「工事補助 5 年」の場合は添付する過去の受験票と同じ類を受験する場に限ります。
- 証明書類が外国語の場合は、日本語を添付してください。

別表1 指定学科一覧表（例示）

次の「学科」を修めて卒業した者は、「卒業証明書（コピー不可）」又は「卒業証書（コピー可）」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー工学科	
オ	応用化学科 応用機械工学科 応用理化学科	
カ	開発学科 海洋建築工学科 海洋土木工学科 化学工学科 環境工学科 環境計画工学科 環境整備工学科 画像工学科	開発機械科 化学工学科 環境工学科
キ	機械工学科 機械理学科 基礎工学科 金属工学科 機器工学科 機能機械学科 機能高分子学科 機関科 機械システム工学科	機械工学科 機械技術科 機械工作科 機械製図科 機関科 金属工業科
ケ	計測工学科 建設工学科 建築工学科 建築工芸学科 原動機科	計測科 建設科 建築科 原動機科
コ	工業化学科 交通工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学工学科 高分子工学科	工業科 工業管理科 高分子工学科 航空車両整備科
サ	産業機械工学科 材料工学科	材料技術科 産業技術科
シ	資源開発工学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科	色染化学科 自動車科 自動制御科 情報システム科 情報通信科
ス	水工土木工学科	水産工学科
セ	制御工学科 石油化学科 繊維システム工学科 生産工学科 精密工学科 生産精密工学科 設備工学科 繊維工学科 船舶機関工学科	制御機械科 生産機械科 精密機械科 設備科 セラミック科 繊維工学科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
チ		地質工学科
ツ	通信工学科	通信工学科
テ	鉄鋼冶金学科 電気工学科 電気機械工学科 電機工学科 電子工学科 電波通信工学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電気電子システム工学科	電気科 電気工学科 電子科 電子工業科 電波科
ト	都市工学科 土木工学科 動力機械工学科	都市工学科 土木科
ネ	燃料工学科	
ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業工学科
ハ	船用機械工学科 船用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科	
ム		無線通信科
ヤ		冶金科
ユ	有機材料工学科	
ヨ	溶接工学科	窯業科

《注1》「工学科」「学科」「技術」「科」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うものとします。

《注2》上記の指定学科には、組合わせたものも含まれます。

(例) 機械工学—交通機械 農業機械 機械システム 機械制御 機械材料等

《注3》上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表 2

授業科目一覧表（例示）

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学	
イ	移動工学 一般構造（土木系・建築系のみ）	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境関係（土木系・建築系のみ）	化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機械制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造（土木系・建築系のみ）	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	系統工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鉱山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工
シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 証明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学	色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	
チ	地質学 鋳造学 超音波工学 超電導（超伝導）工学 直流機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信機器 通信網工学	通信工学 通信機器 通信技術

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 発電電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 物質強度学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精錬工学	船用機関 船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	
ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	
モ		木工機械
ヤ	冶金工学	冶金一般 冶金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有機機器学	有機工業化学
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流体力学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注1》「工学」、「学」、「技術」等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取り扱うものとします。

《注2》上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。(認められない科目もあります。)

(例) 機械工学——機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》詳細はお問い合わせください。

別表 3

試験種類別 試験問題数

試験科目 種類		筆 記			計	実 技
		消防関係法令	構造・機能及び 工事・整備	火災及び 防火に係る知識		
甲種特類	問題数	15	15	15	45	なし
試験時間		2時間45分				

試験科目 種類			筆 記							実 技		
			消防関係法令		基礎的知識		構造・機能及び工事・整備			計	鑑別等	製 図
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格			
甲 種	問題 数・ 類別	1類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		2類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		3類	8	7	6	4	10	6	4	45	5	2
		4類	8	7	—	10	—	12	8	45	5	2
		5類	8	7	10	—	12	—	8	45	5	2
試験 時間	区分別	2時間15分							1時間00分			
	合計	3時間15分										

試験科目 種類			筆 記							実 技		
			消防関係法令		基礎的知識		構造・機能及び整備			計	鑑別等	製 図
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格			
乙 種	問題 数・ 類別	1類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		2類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		3類	6	4	3	2	8	4	3	30	5	—
		4類	6	4	—	5	—	9	6	30	5	—
		5類	6	4	5	—	9	—	6	30	5	—
		6類	6	4	5	—	9	—	6	30	5	—
		7類	6	4	—	5	—	9	6	30	5	—
試験 時間	区分別	1時間30分							15分			
	合計	1時間45分										

※試験科目の一部免除を受ける者の試験時間は、短縮されます。

別表4 試験の一部免除・試験時間・試験問題数一覧表

- ① ●印は、試験科目の免除を示す。
 ② 「－」印は、試験問題がないものを示す。(例えば、乙種7類の場合には、機械に関する出題がなく、全て電気に関する問題である。)

受験種類	甲種受験者 免除資格	免除内容			試験時間
		消防関係法令	工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法	工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識	
	試験問題数	15	15	15	
甲種特類	一般受験者(免除なし)	免除なし			2時間45分

受験種類	甲種受験者 免除資格	免除内容								試験時間		
		法令		基礎的知識		構 造 機 能		実 技 験				
		共 通	別 類	機 械	電 気	機 械	電 気	規 格	鑑 別 等		製 図	
	試験問題数	8	7	6	4	10	6	4	5	2		
甲種第1類	一般受験者(免除なし)										3時間15分	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3時間00分
		甲種2・3類の免状所持者	●		●	●						2時間30分
	電工・電主の免状所持者					●		●				3時間00分
	複数の 免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2時間30分
		甲種2・3類+電工・電主	●		●	●		●				2時間30分
		技術士+甲種2~5類	●		●	●	●	●	●			1時間30分
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●			1時間45分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、衛生工学部門に限る。

甲種第2類	一般受験者(免除なし)										3時間15分	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3時間00分
		甲種1・3類の免状所持者	●		●	●						2時間30分
	電工・電主の免状所持者					●		●				3時間00分
	複数の 免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2時間30分
		甲種1・3類+電工・電主	●		●	●		●				2時間30分
		技術士+甲種1・3~5類	●		●	●	●	●	●			1時間30分
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●			1時間45分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、化学部門に限る。

受験種類	甲種受験者 免除資格		免除内容							試験時間			
			法令		基礎的知識		構造機能					実技試験	
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格			鑑別等	製図
	試験問題数		8	7	6	4	10	6	4	5	2		
甲種第3類	一般受験者(免除なし)									免除なし		3時間15分	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3時間00分	
		甲種1・2類の免状所持者	●		●	●						2時間30分	
	電工・電主の免状所持者					●		●				3時間00分	
	複数の免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2時間30分	
		甲種1・2類+電工・電主	●		●	●		●				2時間30分	
		技術士+甲種1・2・4・5類	●		●	●	●	●	●			1時間30分	
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●		1時間45分			

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、化学部門に限る。

	試験問題数		8	7	—	10	—	12	8	5	2	
甲種第4類	一般受験者(免除なし)				—		—					3時間15分
	設備士免状 甲種1~3・5類の所持者		●		—		—					3時間00分
	電工の免状所持者				—	●	—	●		1問		2時間30分
	電主の免状所持者				—	●	—	●				2時間30分
	複数の免除資格 所持者	甲種1~3・5類+電工	●		—	●	—	●		1問		1時間45分
		甲種1~3・5類+電主	●		—	●	—	●				1時間45分
	技術士の資格所持者				—	●	—	●	●			1時間45分
複数の免除資格 所持者	技術士+甲種1~3・5類		●		—	●	—	●	●			1時間30分
	技術士+電工				—	●	—	●	●	1問		1時間45分
	技術士+甲種1~3・5類+電工		●		—	●	—	●	●	1問		1時間30分

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、電気・電子部門に限る。

	試験問題数		8	7	10	—	12	—	8	5	2	
甲種第5類	一般受験者(免除なし)					—		—		免除なし		3時間15分
	設備士免状 甲種1~4類の所持者		●			—		—			3時間00分	
	電工・電主の免状所持者					—		—			3時間15分	
	複数の免除資格 所持者	甲種1~4類+電工・電主	●			—		—			3時間00分	
		技術士+甲種1~4類	●		●	—	●	—	●		1時間30分	
	技術士の資格所持者				●	—	●	—	●		1時間45分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		免除内容							試験時間	
			法令		基礎的知識		構造機能				実技試験
	共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等	製図		
	試験問題数		6	4	3	2	8	4	3	5	—
乙種第1類	一般受験者(免除なし)									免除なし	1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種1・4・5類・乙種4~7類	●								1時間30分
		甲種2・3類・乙種2・3類	●		●	●					1時間15分
	電工・電主の免状所持者					●		●			1時間30分
	複数の 免除資格 所持者	甲種1・4・5類・乙種4~7類+電工・電主	●			●		●			1時間15分
		甲種2・3類・乙種2・3類+電工・電主	●		●	●		●			1時間00分
		技術士+甲種1~5類 乙種2~7類	●		●	●	●	●	●		35分
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●	45分		

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、衛生工学部門に限る。

乙種第2類	一般受験者(免除なし)								免除なし	1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種2・4・5類・乙種4~7類	●							1時間30分
		甲種1・3類・乙種1・3類	●		●	●				1時間15分
	電工・電主の免状所持者					●		●		1時間30分
	複数の 免除資格 所持者	甲種2・4・5類・乙種4~7類+電工・電主	●			●		●		1時間15分
		甲種1・3類・乙種1・3類+電工・電主	●		●	●		●		1時間00分
		技術士+甲種1~5類・乙種1・3~7類	●		●	●	●	●		●
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●	45分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、化学部門に限る。

乙種第3類	一般受験者(免除なし)							免除なし	1時間45分	
	設備士 免状所持者	甲種3~5類・乙種4~7類	●						1時間30分	
		甲種1・2類・乙種1・2類	●		●	●			1時間15分	
	電工・電主の免状所持者					●			●	1時間30分
	複数の 免除資格 所持者	甲種3~5類・乙種4~7類+電工・電主	●			●			●	1時間15分
		甲種1・2類・乙種1・2類+電工・電主	●		●	●			●	1時間00分
		技術士+甲種1~5類・乙種1・2・4~7類	●		●	●	●		●	●
技術士の資格所持者				●	●	●	●	●	45分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門又は、化学部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		免除内容								試験時間	
			法令		基礎的知識		構造機能			実技試験		
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
	試験問題数		6	4	—	5	—	9	6	5	—	
乙種第4類	一般受験者(免除なし)				—		—					1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種1~5類・乙種1~3・5・6類	●		—		—					1時間30分
		乙種7類	●		—	●	—					1時間15分
	電工の免状所持者				—	●	—	●			1問	1時間00分
	電主の免状所持者				—	●	—	●				1時間15分
	複数の免除 資格所持者	甲種1~5類・乙種1~3・5~7+電工	●		—	●	—	●			1問	45分
		甲種1~5類・乙種1~3・5~7+電主	●		—	●	—	●				45分
	技術士の資格所持者				—	●	—	●	●			45分
	複数の 免除資格 所持者	技術士+甲種1~5類・乙種1~3・5~7類	●		—	●	—	●	●			35分
		技術士+電工			—	●	—	●	●		1問	45分
	技術士+甲種1~5類・乙種1~3・5~7類+電工		●		—	●	—	●	●	1問	35分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、電気・電子部門に限る。

乙種第5類	一般受験者(免除なし)					—	—					1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種1~5類・乙種1~4・7類	●			—	—					1時間30分
		乙種6類	●		●	—	—					1時間15分
	電工・電主の免状所持者					—	—					1時間45分
	複数の 免除資格 所持者	甲種1~5類+電工・電主	●			—	—					1時間30分
		乙種1~4・7類+電工・電主	●			—	—					1時間30分
		乙種6類+電工・電主		●		●	—	—				1時間15分
	技術士の資格所持者				●	—	●	—	●			45分
	複数の 免除資格 所持者	技術士+甲種1~5類・乙種1~4・6・7類	●		●	—	●	—	●			35分
		技術士+電工			●	—	●	—	●			45分
	技術士+甲種1~5類・乙種1~4・6・7類+電工		●		●	—	●	—	●		35分	
特定の消防団員				●	—	—	—			●	1時間15分	
複数の 免除資格 所持者	特定の消防団員+甲種1~5類・乙種1~4・6・7類	●		●	—	—	—			●	1時間00分	
	特定の消防団員+技術士			●	—	●	—	●	●		35分	
	特定の消防団員+技術士+甲種1~5類・乙種1~4・6・7類		●		●	—	●	—	●	●	35分	

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門に限る。

受験種類	乙種受験者 免除資格		免除内容								試験時間	
			法令		基礎的知識		構造機能		実技試験			
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等		製図
	試験問題数		6	4	5	—	9	—	6	5	—	
乙種第6類	一般受験者(免除なし)					—		—				1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種1~4類・乙種1~4・7類	●			—		—				1時間30分
		甲種5類・乙種5類	●		●	—		—				1時間15分
	電工・電主の免状所持者					—		—				1時間45分
	複数の免除資格 所持者	甲種1~4類+電工・電主	●			—		—			免除なし 試験なし	1時間30分
		乙種1~4・7類+電工・電主				—		—		1時間30分		
		甲種5類・乙種5類+電工・電主		●		●	—		—			1時間15分
	技術士の資格所持者				●	—	●	—	●			45分
	複数の免除資格 所持者	技術士+甲種1~5類・乙種1~5・7類	●			●	—	●	—	●		35分
		技術士+電工				●	—	●	—	●		45分
		技術士+甲種1~5類・乙種1~5・7類+電工		●		●	—	●	—	●		35分
	特定の消防団員				●	—		—		●		1時間15分
複数の免除資格 所持者	特定の消防団員+甲種1~5類・乙種1~5・7類	●			●	—		—	●	1時間00分		
	特定の消防団員+技術士				●	—	●	—	●	35分		
	特定の消防団員+技術士+甲種1~5類・乙種1~5・7類		●		●	—	●	—	●	35分		

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、機械部門に限る。

乙種第7類	一般受験者(免除なし)				—	—						1時間45分
	設備士 免状所持者	甲種1~3・5類・乙種1~3・5・6類	●		—		—					1時間30分
		甲種4類・乙種4類	●		—	●	—					1時間15分
	電工の免状所持者				—	●	—	●		●		1時間00分
	電主の免状所持者				—	●	—	●				1時間15分
	複数の免除資格 所持者	甲種1~5類・乙種1~6+電工	●			—	●	—	●		●	35分
		甲種1~5類・乙種1~6+電主		●		—	●	—	●			45分
	技術士の資格所持者				—	●	—	●	●			45分
	複数の免除資格 所持者	技術士+甲種1~5類・乙種1~6類	●			—	●	—	●	●		35分
		技術士+電工				—	●	—	●	●	●	35分
		技術士+甲種1~5類・乙種1~6類+電工		●		—	●	—	●	●	●	35分

◎ 技術士は、消防法施行規則第33条の8第1項第4号に該当する者で、電気・電子部門に限る。

注意

- ◆ 千葉県支部で実施する試験の願書以外は受付られません。
- ◆ 会場には定員があるため、受付期間中であっても早めに締切場合がありますのでご了承ください。
- ◆ 受付期間を過ぎてから提出された受験願書及び記載事項等に不備がある受験願書は受理できません。
この場合は受験申請書類を申請者負担で返却いたします。
- ◆ 書面申請は受付締切日以降、電子申請は申請の受付完了以降の、「試験日」・「試験の種類」等、**申請した内容の変更及び取消はできません。**
- ◆ 当センターで受理された受験申請書類等はお返しできません。
- ◆ 出願後、試験日程についてお電話にてご連絡をさせていただく場合があります。
願書には必ず日中連絡可能な電話番号の記入をお願いいたします。
- ◆ 台風その他の事故等により、会場変更及び中止又は延期等が生じる可能性があります。
その際は、当センター千葉県支部のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して試験日時を変更する場合の緊急情報は、試験開始時間の2時間前までに提示します。
- ◆ (一財)消防試験研究センター千葉県支部は試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書の販売等は一切行っておりません。
- ◆ この試験案内は、受験申請から免状交付までの手続きが詳しく掲載されていますので、免状交付申請時まで大切に保管してください。

— 個人情報の取り扱いについて —

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、顔写真、メールアドレス等です。

(2) 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、免状交付申請書、受験票への表示、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限って適切に取り扱います。

